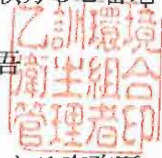


第7号様式(第13条関係)

見 解 書 提 出 書	
令和8年7月6日	
京都市長 松井 孝治 様	
住 所	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方3.2番地
氏 名	乙訓環境衛生組合管理者 中小路 健吾
	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
京都府環境影響評価条例第12条の規定により、見解書を別添のとおり提出します。	
対 象 事 業 の 名 称	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業(仮称)
対 象 事 業 の 種 類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業
対 象 事 業 の 規 模	123t/日(61.5t/日×2炉) 【123t/24h(5.125t/h×24h)】
対象事業が実施されるべき区域	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方3.2番地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4(縦長)にしてください。



(別添)

方法書についての住民等の意見に対する見解書

№	住民等の意見	事業者の見解
1	関係車両の走行については、使用燃料の使用量から、月毎のCO2排出量を算定して、排出量見える化を行い、エコドライブ、アイドリングストップにより、排出量の削減に繋げる運用を心がける旨を記載すべきである。	工事請負契約においては、請負者が自らの責任と裁量で業務を遂行することが法的な前提となっており、発注者である乙訓環境衛生組合が請負者の日常的な運用方法を直接指示することは、契約の性質上から、困難であると考えます。本件につきましては、今後の工事契約締結の際の工事請負業者への要請事項として、環境配慮に関する取組みを促してまいります。 また、乙訓環境衛生組合では、燃えるごみ等の収集運搬事務を所掌していないため、収集運搬車両に関するご意見は組合構成団体と共有します。
2	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、ごみ収集車の更新に際しては、EVごみ収集車を検討する旨を記載すべきである。 (参考)車両本体価格(2t目安)は、ディーゼル車約1,500～2,000万円、EV約3,000～4,000万円であるが、環境省が国土交通省・経済産業省との連携事業として実施している「商用車等の電動化促進事業」では、差額の2/3の補助があるため、10～15年でほぼ同等～EVが有利になるケースが増えている。	乙訓環境衛生組合では、燃えるごみ等の収集運搬事務を所掌していないため、収集運搬車両に関するご意見は組合構成団体と共有します。
3	電力の使用については、毎月の使用料のデータから、契約電力会社のCO2排出係数を用いて、排出量見える化を行い、運用改善により、省エネを図る旨を記載すべきである。	現在のごみ処理施設では、電力使用量等について、府条例に基づき事業者排出量削減報告書を毎年報告するとともに、省エネに取り組んでいます。新ごみ処理施設においても同様に取り組めます。

№	住民等の意見	事業者の見解
4	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再エネ比率の高い電力会社をフォローしながら、契約電力会社の変更も検討する旨を記載すべきである。	新ごみ処理施設で使用する電力については、再生可能エネルギーの比率が高い電力会社の動向を注視してまいります。
5	熱回収発電については、実施予定である旨を記載すべきである。	新ごみ処理施設では、ごみ焼却時の熱を回収して蒸気タービンによる発電を行う計画です。発電した電力は施設内で使用し、余剰電力は売電も想定しています。本事項については、準備書で記載いたします。
6	廃棄物発電(メタン発酵)については、処理量の点で採算がむつかしいので、今回は実施しない旨を記載すべきである。	メタン発酵については、ごみ処理施設整備基本計画（令和7年3月）で検討しましたが、焼却施設と粗大ごみ処理施設を一体的に整備する計画であり、発酵槽等の設置スペースの確保が困難なため導入しない計画です。本事項については、準備書で記載いたします。
7	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、現在実用化を目指している排ガスのCO2吸収・再利用技術に注目し、将来の設備追加も視野に入れる旨を記載すべきである。 (参考)佐賀市では、清掃工場でのゴミ焼却時に発生する排ガスの一部から二酸化炭素を取り出し、野菜や微細藻類の育成促進に活用する世界初の取り組みにより、脱炭素・資源循環型社会の構築を目指している。今後は炭酸飲料やドライアイス向けに「液化・出荷する設備」を企業と共同で検討している。	排ガス中のCO2分離回収・利活用技術については、現時点で具体的な導入計画には至っていませんが、引き続き、先行事例や技術開発の動向を注視します。準備書では、熱回収・発電の方針や温室効果ガス等の排出要因について、分かりやすく記載します。

№	住民等の意見	事業者の見解
8	(1)大気質に対する新炉の影響に関する記述が誤っている。寄与濃度は現炉より小さくなる。 ●意見 第3章「計画段階環境配慮書の概要」のP3-12で「バックグラウンド濃度に寄与濃度を足した将来濃度はケース間の差が小さく、影響はほとんどない。」と記載されるなど、各所でバックグラウンド濃度に対する新炉の寄与濃度の影響は小さい旨が記載されているが、根本的に間違っているのではないか。 ■理由 配慮書及び方法書では、現炉が運転している状態で測定された京都府の測定局の測定値をバックグラウンド値としている。新炉の影響を調べるのであれば、現炉の影響をゼロにした上で、新炉が運転した状態の濃度を計算すべきである。 そうすると、現炉の能力が225t／日に対し、新炉の能力は123t／日と約半分になっているので、新炉の排ガスは現炉の約半分になると思われる。そうすると現炉と新炉の排ガスに含まれる環境影響物質の総量ならびに煙突出口の排ガス濃度は、新炉の方が小さくなる。 したがって、「バックグラウンド濃度に対する新炉の寄与濃度の影響は小さく」ではなく、「新炉の寄与濃度は現炉より小さくなる」とするべきである。 なおこのことは、5月25日に行われた住民説明会の場で私が指摘したところ、委託事業者も認めたものである。	ご指摘の記載は、煙突の高さや位置の複数案を比較した際に、将来濃度（バックグラウンド濃度＋新炉の寄与濃度）のケース間の差が小さいことを示すことを意図したものです。しかしながら、バックグラウンド濃度として用いた京都府測定局の測定値には現施設の稼働による影響が含まれている可能性があり、「影響はほとんどない」との表現が新炉の寄与濃度を軽視しているように受け取られるおそれがあるなど、言葉足らずであった点は、ご指摘のとおりです。 また、施設規模は現施設の225t／日に対し新施設は123t／日と約半分になる計画であり、排ガス量の減少に加え、排ガス処理技術の向上等により、新炉の寄与濃度は現炉を下回することを期待しております。この点も、ご指摘のとおりと考えております。 ご指摘のあった記述部分につきましては、準備書の該当箇所で複数案の比較に関する記載であることを明確にするよう、丁寧な記載に努めてまいります。

№	住民等の意見	事業者の見解
9	(2)意味のない測定項目がある ●意見 第6章「環境影響評価の調査、予測及び評価の手法」のP6-3（表6-1「大気質調査の手法（大気質）」で、高層気象を調査項目にあげているが、意味のない測定項目である。 ■理由 大気質調査の「高層気象」において、GPSゾンデ観測を行うとしているが、その費用は仕様書によると2400万円と調査費の中で最高額である。測定の目的は、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時の3つの悪気象条件の時に1時間値を求めることだと類推される。しかしながら、その悪気象条件時には、新炉の影響でない全体の環境濃度の値も高くなっているの で、全体の影響の1割にも満たない新炉の影響を切り分けて調べることはできない。多額の費用をかけて予測値を計算しても意味の無い測定である。	ご指摘のとおり、高層気象は、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の環境濃度を直接測定する項目ではなく、その調査結果のみをもって周辺環境への影響の程度を評価するものではありません。一方で、煙突排ガスの拡散予測においては、上空の風向・風速や気温の鉛直分布によって、排ガスの上昇高さ、拡散のしやすさ及び着地濃度の分布が変化します。これらの条件は地上の気象観測のみでは把握できないことから、高層気象を観測する必要があると考えております。 また、上層逆転層の出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層の崩壊時といった気象条件下で、短期的に濃度が高まる傾向にあること、上層逆転層の出現時や接地逆転層の崩壊時に、他の煙源からの煙突排ガス等も同じような大気挙動を示すことで、バックグラウンド濃度自体が高くなる可能性があることはご指摘のとおりです。だからこそ、こうした濃度が高まりやすい気象条件を把握した上で、拡散予測により新炉の寄与濃度を把握することが必要ではないかと考えます。新ごみ処理施設における環境保全措置を検討する上では、こうした厳しい気象条件下での新炉の影響を捉えておくことが必要であり、そのためには高層気象を把握する必要があると考えております。

№	住民等の意見	事業者の見解
10	(3) リスクを過大評価し、調査項目を増やしている。 ●意見 第6章「環境影響評価の調査、予測及び評価の手法」の6-4-1水質汚濁(P6-43)以降において、リスクを過大評価することにより必要のない調査項目を増やしている。 ■理由 ①水質汚濁、底質汚染について、「供用時における生活排水およびプラント排水の余剰なものについてのみ公共用水域に放流する可能性があることから」としているが、乙訓環境衛生組合施設から出る排水は下水道でなく現場打ち浄化槽に排出されるが、その設計規模は当然余剰排水量を見込んで余裕を持たせるから故障しない限り余剰排水が出ることはない。仮に出てもその放流水質基準は下水道と同じであるから基準を超える排水が公共用水域に流れるリスクは0である。故障すると、直ちに焼却炉の運転を停止し、自治体間協定により他都市に処理委託することになっているから、未処理排水が公共用水域に放流されることはない。なお城南衛生管理組合においては、公共下水道に排出することから、調査項目に選定していない。 ②地盤沈下においては、この場所で過去数十年にわたって施設運転してきたが、地盤沈下したとの記録は示されていない。なお城南衛生管理組合においては、地下水は利用しないため、調査項目に選定していない。	環境影響評価の予測及び評価は、施設が定常的な状態にあることを前提に行うものです。その上で、故障など異常時の影響も念頭に置いて検討を進めることは、周辺環境の保全上、重要な視点と考えられます。 水質汚濁及び底質汚染については、ご指摘のとおり、浄化槽の設計上の余裕により余剰排水は生じにくく、故障等の異常がない状態であれば、公共用水域への著しい影響は生じにくいものと考えられます。もっとも、こうした影響の程度が小さいことを客観的に示すためには、まず現況の水質・底質を定量的に把握しておくことが基礎となります。加えて、今後、発電効率の向上を目的として、発電用ボイラのブロー水の一部を排水する計画が提案される可能性もあります。これらを踏まえ、必要な基礎資料を得る観点から、調査項目として選定をしています。 地盤沈下についても、既存施設の周縁で沈下による土地の嵩上げ等が必要となった実績はなく、通常時の懸念は小さいのではないかと考えております。もっとも、こうした判断について縦覧に供することや、供用時に地下水を利用する場合の地下水位の変動に伴う影響を考慮するために、まず現況を把握しておくことが基礎となります。こうした観点から、調査項目として選定するものです。

№	住民等の意見	事業者の見解
11	(4)知事意見に無い7項目を増やしている ●意見 配慮書に対する知事意見で複数の調査項目が指摘されたが、方法書では知事意見にない調査項目を追加しているのに、その必要に対する説明がない。意味のない調査項目である。 ■理由 方法書においては、配慮書に対する知事意見に無い「低周波音・超低周波音」「悪臭」「水質（水の濁り）」「底質汚染」「地下水の水位」「地盤沈下」「土壌汚染」の7項目も調査項目を増やしている。 「これら7項目のうち、「悪臭」を除く6項目は、焼却炉建設時には問題になるような環境影響を与えないことが分かっているから、知事は指摘しなかったのであるし、「悪臭」は焼却炉建設をする落札業者が基準を満たすよう設計するからアセス対象にしないのであると思われる。」と、参考資料の意見書において指摘がある。 また「悪臭」は、焼却炉を建設する業者が基準を満たすよう設計・建設するよう契約書に定めておけば良い問題であり、環境アセスの対象にする必要はない。	調査項目については、配慮書に対する知事意見の有無をもって判断するものではなく、対象事業の内容、工事中及び供用後に想定される影響要因、周辺地域の状況等を踏まえ、方法書の段階で改めて検討し、予測及び評価に必要と考えられる項目を選定しています。 ご指摘の7項目についても、直ちに重大な環境影響が生じると判断したものではありませんが、施設配置、設備仕様、工事方法、排水・排ガス・廃棄物等の管理方法、周辺の土地利用や水環境の状況等により、影響の有無や程度を確認する必要があることから、調査項目として整理したものです。 悪臭については、関係法令や基準を遵守する施設とすることを前提としておりますが、そのことを契約書に定めることで足りるものと考えておりません。現況や周辺環境への影響を把握し、必要な環境保全措置を検討する観点から、環境影響評価の対象として現況や事業者の環境保全措置に対する考え方を縦覧に供するとともに、学識経験者や関係する住民の皆様等から、事業の開始前にあらかじめ環境の保全と創造の見地からのご意見をいただく機会を設けることが、より適切ではないかと考えます。

№	住民等の意見	事業者の見解
12	(5)景観について ●意見 景観資源と歴史的・文化的景観資源の違いについてひと言も説明がないのに、「歴史的・文化的景観」の項を設けているのはおかしい。	「景観」及び「歴史的・文化的景観」については、京都府環境影響評価条例の技術指針において調査項目及びその区分が定められています。 これに基づき、「景観」では、山並みや河川等の自然的な景観資源や、これらを望む眺望点など、地域の景観を構成する要素を広く対象としているのに対し、「歴史的・文化的景観」では、社寺、史跡、伝統的な町並み、文化的景観など、歴史や文化と結びついて形成された景観資源や、これらを望む眺望点などを対象としており、両者を区分して整理しているものです。 方法書でこれらに関する説明が十分でなく、言葉足らずであった点は、ご指摘のとおりです。両者の区分や考え方につきましては、準備書の該当箇所でも明確に伝わるよう、丁寧な記載に努めてまいります。
13	(6)結論として 以上に指摘したように、方法書には基本的な誤りがあるほか、実地測定をしても寄与濃度割合を求められないものや、必要でない項目も多い。また他施設や焼却炉でない多数のアセスの文献調査の方が役立つ知見も多数含まれていると思われる。 また測定した結果が、施設の設計仕様に何ら反映され得ない測定項目が多数上げられている。このことは事業者自身が説明会の場で認めていたとおりである。そしてこれら測定業務が、本環境影響評価事業の大半を占めると考えられる。 その他、参考資料として添付した意見書にあるように、本方法書は根本的に修正すべきだと考える。	大気質に関する記載や高層気象の調査等につきましては、環境影響評価の予測及び評価を適切に行う上で必要と考えられる項目及び手法を、対象事業の内容や周辺地域の状況等を踏まえて検討の上で選定したものです。現地調査により得られるデータは、拡散予測や現況把握の基礎資料として活用するものであり、その結果は環境保全措置の検討等に反映してまいりたいと考えております。文献調査につきましても、予測及び評価を補完するものとして、必要に応じて活用してまいります。 これらの調査項目及び手法は、環境影響評価に係る京都府条例及び技術指針等に沿って選定したものであり、現時点で本方法書について根本的な修正が必要とは考えておりません。引き続き、京都府環境影響評価条例に基づき、京都府や京都府環境影響評価専門委員会、また本事業に係る京都市、京都市環境影響評価審査会、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の意見を踏まえながら、手続を進めてまいりたいと考えております。

№	住民等の意見	事業者の見解
14	1. 2400万円の調査費を必要とする根拠が明記されていない高層気象を調査 ●意見 第6章「環境影響評価の調査、予測及び評価の手法」のP6-3（表6-1「大気質調査の手法（大気質）」で、高層気象を調査項目にあげているが、調査をする根拠が記載されていない測定項目がある。 ■理由 大気質調査の「高層気象」において、GPSゾンデ観測を行うとしているが、その費用は仕様書によると2400万円と調査費の中で最高額である。測定の目的は、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時の3つの悪気象条件の時に1時間値を求めることだと類推される。しかしながら、その悪気象条件時には、新炉の影響でない全体の環境濃度の値も高くなっているの、全体の影響の1割にも満たない新炉の影響を切り分けて調べることはできない。多額の費用をかけて予測値を計算しても調査をする根拠の無い測定項目がある。	上層逆転層の出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層の崩壊時といった気象条件下で、短期的に濃度が高まる傾向にあること、上層逆転層の出現時や接地逆転層の崩壊時に、他の煙源からの煙突排ガス等も同じような大気挙動を示すことで、バックグラウンド濃度自体が高くなる可能性があることはご指摘のとおりです。だからこそ、こうした濃度が高まりやすい気象条件を把握した上で、拡散予測により新炉の寄与濃度を把握することが必要ではないかと考えます。新ごみ処理施設における環境保全措置を検討する上では、こうした厳しい気象条件下での新炉の影響を捉えておくことが必要であり、そのためには高層気象を把握する必要があると考えております。 方法書において高層気象を調査項目として選定しているにもかかわらず、その根拠が記載されていないのご指摘につきましては、準備書の該当箇所にて選定理由及び必要性がより明確に伝わるよう、丁寧な記載に努めてまいります。

№	住民等の意見	事業者の見解
15	2. リスクを過大評価し、調査項目を増やしている可能性がある ●意見 方法書では知事意見にない調査項目を増やしているが、それは必ず必要な項目であるのか？ ■理由 方法書においては、配慮書に対する知事意見に無い「低周波音・超低周波音」「悪臭」「地下水の水位」「地盤沈下」を調査項目として増やしている。 「これら4項目のうち、「悪臭」を除く3項目は、焼却炉建設時には問題になるような環境影響を与えないことが分かっているから、知事は指摘しなかったのだと思われる。「悪臭」は焼却炉建設をする落札業者が基準を満たすよう設計するためアセス対象にしなくてもよい。」との専門家の意見があります。 また「悪臭」は、焼却炉を建設する業者が基準を満たすよう設計・建設するよう契約書に定めておけば良い問題であり、環境アセスの対象にする必要はない。	調査項目については、配慮書に対する知事意見の有無をもって判断するものではなく、対象事業の内容、工事中及び供用後に想定される影響要因、周辺地域の状況等を踏まえ、方法書の段階で改めて検討し、予測及び評価に必要と考えられる項目を選定しています。ご意見中の「低周波音・超低周波音」「地下水の水位」及び「地盤沈下」は、事業の特性や地域の特性を踏まえても、選定しない合理的な理由を示しにくい項目と考えられることから、調査項目として選定しています。 悪臭については、関係法令や基準を遵守する施設とすることを前提としておりますが、そのことを契約書に定めることで足りるものと考えておりません。現況や周辺環境への影響を把握し、必要な環境保全措置を検討する観点から、環境影響評価の対象として現況や事業者の環境保全措置に対する考え方を縦覧に供するとともに、学識経験者や関係する住民の皆様等から、事業の開始前にあらかじめ環境の保全と創造の見地からのご意見をいただく機会を設けることが、より適切ではないかと考えます。

№	住民等の意見	事業者の見解
16	3. 結論として 以上に記載したように、方法書には調査をしなければならない根拠が住民側に理解できる記載とはなっておらず、先ほど述べた項目については実地測定する必要はなく文献調査だけで良いと考えられるものが多数含まれていると思われます。 現炉の規模は225t/日であるのに対し、新炉は123t/日と約半分に小さくなっており、排ガスは現炉の半分程度になると思われます。その上、技術進歩により有害物質の排出量は小さく計画していることから、両炉の煙突出口の値を比べることで、当然新炉の方が小さくなるのが分かります。 また測定した結果が、施設の設計仕様に何ら反映され得ない測定項目が多数上げられており、このことは●●への答弁で事業者自身が説明会の場で述べられていたとおりです。参考資料として添付した専門家からの多数の指摘があるように、本方法書の調査をする根拠を住民にわかりやすく伝えていただくために修正していただくことを強く要望します。	施設規模は現施設の225t/日に対し、新施設は123t/日と約半分になる計画であり、排ガス量の減少に加え、排ガス処理技術の向上等により、新炉の寄与濃度が現施設を下回ることを期待しておりますが、必要な環境保全措置等を検討する観点から調査項目を選定しています。調査の根拠を住民の皆様によりわかりやすくお伝えするため、準備書の該当箇所を選定理由や必要性がより明確に伝わるよう、丁寧な記載に努めてまいります。